

チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者の
安全衛生教育講習会（再教育）の開催について（ご案内）

林業における労働災害は、他の産業に比べて高い率で発生しており、特に伐木造材作業における死傷者数は軽視できない状況にあります。

このため、厚生労働省から「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日基発1207第4号（令和2年1月31日基発0131第1号で一部改正））が発せられていますが、従前から「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者（特別教育修了者）であって、これらの業務に従事する者に対しては、安全衛生教育を5年ごとに実施すること。」とされているところです。

つきましては、労災事故を低減するため、**現に**伐木造材作業等チェーンソー作業に従事している者に対して高度な知識の取得と安全意識の一層の向上等を図る安全衛生教育を下記のとおり実施します。本教育の受講は努力義務ですが、安全のため厚生労働省より受講が推奨されていますので、この機会に是非受講されますよう御案内申し上げます。

記

1 日時及び会場

期 日	時 間	会 場	定 員
令和6年8月30日（金）	9:15～16:50	山口森林ふれあいセンター （山口市大内長野1978）	40名

2 受講対象者

チェーンソー特別教育修了者（安全衛生規則第36条第8号、同条第8号の2）で受講後、概ね5年以上経過した者及び当安全衛生教育終了後概ね5年以上経過した者。（**ただし、林業・木材製造業労働災害防止協会でチェーンソー特別教育を修了された者に限ります。**）

3 科目及び時間

「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育カリキュラム表」
（令和3年3月17日安全衛生教育指針公示第6号）

科 目	範 囲	時 間
伐木作業等の特徴と作業の安全	(1) 伐木等作業の安全 (2) 大径木、編心木等の伐木及びかかり木の処理 (3) 下肢の切創防止用保護衣等の着用	2.0
チェーンソーの特徴と保守管理	(1) チェーンソーの特徴と保守管理 (2) チェーンソー取扱作業の安全 (3) チェーンソー取扱作業時間の管理 (4) チェーンソー及びソーチェーンの点検整備	2.0
健康管理	健康診断及び事後措置	0.5
災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策 (2) チェーンソーを用いて行う業務に係る労働安全衛生関係法令	2.0

4 受講料等 (税込)

(単位：円)

区分	受講料	テキスト代	計
林災防山口県支部会員 (内消費税 10%)	6,600 (600)	2,970 (270)	9,570 (870)
非会員 (内消費税 10%)	7,920 (720)	2,970 (270)	10,890 (990)

林業・木材製造業労働災害防止協会

(インボイス制度：登録番号 「T2010405001854」)

5 受講申込及び受講料等の納入

(1) 受講申込方法

ア 受講申込書に必要事項を記入の上、写真1枚(上半身正面無帽6ヶ月以内撮影)を仮貼付し、下記申込先へ郵送してください。

イ 申込先

〒753-0074 山口市中央4丁目5-16 県商工会館2階
林業・木材製造業労働災害防止協会 山口県支部
電話 083-922-0157

(2) 受講料等の納入

受講料等の納入については、受講申込の結果、受講を認められた方に別途お知らせしますが、納入期限は令和6年8月23日(金)までです。なお、令和6年8月24日(土)以降の自己都合によるキャンセル・欠席の場合は、受講料等の返金には応じかねますので、あらかじめ御了承ください。

6 申込期限

令和6年8月16日(金)までとしますが、定員に達した場合は受付を終了します。

7 修了証交付 受講修了時に「修了証」を交付します。

(参考)

* チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン (抄)

平成27年12月7日基発1207第3号(令和2年1月31日基発0131第2号改正)

6 作業計画等

(1) 作業に必要な安全衛生教育

チェーンソーを用いて行う立木の伐木等の業務については労働安全衛生規則第36条第8号又は8号の2で定める危険又は有害な業務に該当するため、労働安全衛生法第59条第3号に基づき、**事業者は当該業務につかせる労働者に対して特別の教育を行わなければならないこと。**

なお、チェーンソー作業に従事する労働者に対しては、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の別表14で定めるチェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育を5年ごとに実施すること。